

電気のお申込から送電までの「標準工期の見直し」について

日頃より弊社事業に対し格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、可能な限りお客さまのご希望日に沿った電力供給に努めて参りましたが、2024年4月から建設業におきましても「働き方改革関連法」施行に伴い、時間外労働の罰則付き上限規制（原則、月45時間かつ年360時間）などの遵守が義務化されたことで、弊社工事の発注先であります委託工事会社の労働環境改善（特に長時間労働の是正）のため適正な工期設定が必要です。

つきましては、「働き方改革関連法」の遵守、及び労働環境改善を目的とした標準工期の見直しについて、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 標準工期の見直し内容

- 電気の新増設お申込みの標準工期について下表のとおり見直します。

項目		見直し後	(参考)現状
要引込 工事	引込線・計器工事	8営業日	6営業日
	上記工事のうち現場調査が必要な件名	13営業日	
要外線 工事	変圧器(低圧線含む)の新設・揚替を行う工事	1.5ヶ月 程度	10営業日 程度
	高圧線の新設・張替工事		
	電柱新設を伴う工事(2本程度)	2ヶ月 程度	

※営業日とは弊社休日を除く月曜日～金曜日

※要引込工事：電柱から家屋までの電線や計器を設置する工事

※要外線工事：変圧器や電柱間の電線（低圧・高圧線）、電柱を設置する工事

2 見直し時期

2024年8月1日（木）お申込み分から

3 お願い事項

- 標準工期内での対応が困難となるケースもありますので、電気工事店さまと早期の工程調整をお願いします。